

余裕教室とは

少子化に伴い児童生徒数が減少したことを主な要因として発生する、将来とも恒久的に余裕となることが見込まれる教室を指します。

余裕教室の状況

(単位:室)			
平成5年5月1日の余裕教室数	発生余裕教室数(H5~H16累計)	活用数(H5~H16累計)	平成17年5月1日の余裕教室数
50,340	75,065	122,469 (活用率%)	2,936
125,405		97.7	

余裕教室の活用

余裕教室を多目的教室や特別教室など引き続き学校施設として活用することにより、既存の学校施設の高機能化・多機能化を図ることができます。

また学校施設は、児童生徒の学習の場であると同時に、地域住民にとって最も身近で地域コミュニティの拠点となる施設であり、保育所や高齢者福祉施設など、地域の実情やニーズに応じた活用が可能です。



転用前



転用後

余裕教室の一部を和室に改修するなど、高齢者が気軽に集まれる施設に転用。

鳩山町立鳩丘小学校（埼玉県）

鳩ヶ丘のびのびプラザ
(高齢者介護予防施設)

余裕教室の活用に向けた取組

① 公立学校施設の転用手続の簡素化

国庫補助金を得て整備された校舎などを学校以外の施設に転用する場合、学校を設置した各地方自治体は、補助金相当額の納付などを条件とした文部科学大臣の承認を得る手続(財産処分手続)を行うことが必要とされています。

文部科学省においては、既存施設の有効活用を一層促進するため、この手続の簡素化・弾力化を図り、転用が円滑に進むための措置を講じています。

- 国庫補助事業後10年経過した校舎などを公共用・公用施設に転用する場合は納付金免除
- さらに、放課後児童クラブや公民館等、特定の公共用・公用施設に転用する場合は、文部科学大臣への報告をもって済ませることが可能(※)

(※)報告事項となる主な施設

社会教育施設(公民館、図書館等)、社会体育施設(体育館等)、文化施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童福祉施設(児童館、保育所等)、老人福祉施設(老人デイサービスセンター等)、障害者福祉施設(身体障害者デイサービスセンター等)、地域防災のための施設(備蓄倉庫等)などの公共用・公用施設

② 地域再生のための取組(「地域再生法」)

地方の自主的かつ自立的な取組を支援し、地域経済の活性化や、地域雇用の創造に資する事業を推進する地域再生の取組においては、上記転用手続の弾力化をさらに進めています。

- 国庫補助事業後10年未経過の校舎などを転用する場合
 - 民間事業者等へ貸与する場合
- } であっても納付金を免除

※内閣府地域再生事業推進室がワンストップ窓口となり調整。

(問合せ先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 電話 03-5253-4111(代表)

文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp>

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-5253-1111(代表)

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>



活用しよう！余裕教室 ～余裕教室活用事例～



平成18年3月
文部科学省
厚生労働省